障害者サービスに関わる事故報告の手順について

障害者サービス等に関わる事故報告取扱要領第７に定める具体的な報告手順は、以下のとおりとする。

事故発生

↓

初期対応

①利用者への対応
②利用者の家族等への連絡
③障害者施策推進課に報告
※虐待もしくはその疑いがある場合は、障害者支援課障害者相談支援担当に併せて連絡すること。

↓

事故報告書の提出

事故発生から２週間以内に障害者施策推進課に報告

↓

途中経過の報告

↓

最終報告の提出

１．事故発生

２．初期対応

① 利用者への対応を最優先する。
② 利用者の家族等に事故状況を連絡する。
③ 品川区福祉部障害者施策推進課計画推進係に電話又はファックスで報告（第一報）を入れる。

●品川区福祉部障害者施策推進課計画推進係
TEL 03-5742-6762（平日の午前８時 30 分～午後５時 15 分）
FAX 03-3775-2000（上記以外の日時）
●品川区福祉部障害者支援課障害者相談支援担当
TEL 03-5742-6711（平日の午前８時 30 分～午後５時 15 分）
FAX 03-3775-2000（上記以外の日時）

３．事故報告書の提出

初期対応後、事故状況を整理して事故報告書を作成し、管理者印を押印のうえ、事故発生から２週間以内に品川区障害者施策推進課計画推進係および東京都に郵送又は電子メールで提出する。

【郵送】〒140-8715　品川区広町２－１－３６
品川区役所福祉部障害者施策推進課計画推進係
【電子メール】shoshsk-suishin@city.shinagawa.tokyo.jp

●東京都
都への事故報告書提出方法は、下記リンク先でご確認ください。
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/jigyo/jikohokoku2022.html

（留意事項）

〇事故報告書の提出に事故発生から２週間以上かかる場合は、事故報告書に遅延理由を記載すること。
〇区から事故状況等を問い合わせる場合があるため、提出した事故報告書の写しを手元に保管しておくこと。

４．途中経過報告の提出

第一報から最終報告書の提出まで時間を要する場合、状況変化に応じて、適宜、事故報告書に途中経過を記載して区に報告すること。

５．最終報告の提出

すべての処理が完了した後、事故報告書を用いて最終報告を提出すること。